宍粟市公告

国土調査による地図及び簿冊の作成公告について

宍粟市山崎町高所の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第１項の規定により公告し、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和６年２月15日

宍粟市長　福　元　晶　三

記

１　地図及び簿冊の名称
宍粟市の地籍図及び地籍簿　山崎町高所の一部地区

２　閲覧期間
令和６年２月15日から令和６年３月６日まで

３　閲覧場所及び時間

場　所	月　日	時　間
宍粟市役所 森林環境課	２月15日（木）から３月６日（水）まで ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前８時30分から午後５時15分まで
高所公民館	３月３日（日）	午前９時から正午まで

４　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者（宍粟市）に対し、その旨の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。